## 酒類小売業免許に係る制度の変遷

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度		14年度		15年度~	
免許関係	【H9.6月】							【H14.9月】	【H15.5月】	【H15.5月】 【H15.9月】	
	人的要件を基礎と する免許制は堅持	【H10.3月】			【H13.1月】			人的要件の整備		免許拒否要件の 追加 (未飲法等の規定によ	
	理解基準は廃止	距離基準は H12.9月に廃	止		距離基準廃止					り、罰金刑に処せられ、 3年を経過するまでの者 等)	
	類 審議会	大口基準はH*	階	1,400人	【H13.1月】 1,300人	1,200人	1,100人	地域、期間を限定 した臨時の需給調 整措置	754	人口基準廃止 緊急調整地域の 指定	
関公 正 取 係引		【H10.4月】 長官指針			【H12.11月】 公取委の酒類 ガイドライン			<b>酒</b> 類 販 油禁法違反行為 に対するペナル ライ等	酒	- 公正取引委員会 への措置請求等	
販売管理関係		【H10.4月】 年齢確認の行 夜間販売体制			【H12.12月】  罰則強化 (販売業免許の取消事由等の追加)  【H12.12月】  3 警省宗庁	まか 法の一部改正	2月】	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	合法の一部を改正する法律公布	西類販売管理者 の選任規定の創設	
	5項目	長官通分離陳列 建現行自販機の 従業員研修	D 撤廃		合同による業界団体への・厚生省・国税庁の			売場での酒類の完全な分離・陳列 従来型自販機の 撤廃、改良型自販 機への移行、長期 的には撤廃 小売業者に対する 研修の実施		表成年者の飲酒防止に関する表示基準の一部改正・命令規定の整備 一種類販売管理研修規定の創設	
	十 2 項 目			ままり 通信則 年齢 イスタ	反売における 権認の徹底 マー掲示等に 主意喚起				上記法的措置に加 え、各種行政指導・ 業界の自主的取組 みを実施		

<sup>(</sup>注)年度は、免許年度(9月~翌年8月)である。